

近世後期の「新御林」に関する一考察 —三好郡加茂村を事例に—

地方史班（徳島地方史研究会）

町田 哲*

要旨：近世後期の加茂村には、百姓等の野山を藩の御林として取り込んだ「新御林」（広義）が存在した。その一つは「新御林」（狭義）で、加茂村の野山の裾に帯状に展開する「秣場」であり、加茂村の牛馬のための飼料として利用されていた。今一つは、野山や山裾に点在する「野山御林」と称する狭小な松山・雑木山で、ここからは薪炭材が確保されていた。こうした森林資源を地元の百姓が利用できたのは、安永期に定請名負という請負システムが導入されたことによる。その山の植生や利用形態に応じて、新御林（狭義）は惣請、「野山御林」は個人請という請負形式を取りながら展開した。

キーワード：徳島藩、御林、新林、請負、森林資源、秣、薪炭

はじめに

徳島藩では、城郭や大名屋敷等のための建築材や安宅水軍用の船材を確保することを目的に、領内の各地に「御林」を設定していた。しかし、早くも17世紀半ばには、材木需要が高まり、それに伴う御林からの「盗伐」が横行したことから、藩はその対策におわれるようになる。そうした中、従来、百姓らが利用していた「野山」を新たに「御林」に取り込む政策が、17世紀後半にはとられるようになっていく。この新たに御林に囲い込まれた野山は、一般的に「新御林」または「新林」と呼ばれ、以後、領内各地に設定されていった（町田哲2013a）。これらの新御林は、18世紀後半の明和・安永期以降には「定請名負林」として地元の村落構成員が比較的安価に請け負うようになっていく（町田哲2013b）。

こうした「新林」については、『徳島県林業史』（徳島県1972）や有木純善『林業地帯の形成過程』（有木1974）などでも若干ふれられてはいたが、その実態については基本的に未検討で不明な点が多い。幸

い、東みよし町立歴史民俗資料館所蔵の古文書群には、加茂村に設定された「新御林」に関する興味深い史料がいくつか含まれており、18世紀後半以降の、一村における新御林の存在形態を理解することができる。そこで本稿では、これを分析することで報告にかえたい。

1. 加茂村の御林

—「新御林」と「野山御林」—

加茂村の御林がいつ設定されたのかは、判明する史料がないために不明である。しかし、寛政3年（1791）9月の「御林床絵図指出張」（写真1）¹⁾は、加茂村における御林のすべてが書き上げられている点で貴重である。残念ながら後欠部分があ



写真1 御林床絵図指出張

* 鳴門教育大学大学院学校教育研究科

り、どこに提出されたものの控なのかは不明であるが、村内の御林の一つ一つについて、①絵図（長・幅）、②小字・面積、③隣地（東西南北）の状況、④請負人名（および加茂村内の東・中・西の別）、⑤運上銀上納開始の時期等が記されている(写真2)。これを一覧にしたのが表1である。

便宜上、筆順に整理番号を付したが、全体はA(21)とB(1~20)とに二分できる。

まず後者Bでは、面積が1~2畝程度の極小でかつ請負人が基本的に百姓個人である。しかも、いくつかの小字に点在している²⁾。11~20ではこれを「野山御林」としている。1~10には記されていないが、これは西加茂村の百姓が請負人となっている場合であり、その記述内容は11~20とそう変化はないことから、1~20のすべてが「野山御林」と理解できよう。

この「野山御林」の植生は、いずれも松・小松が中心で、一部に栗・櫟といった広葉樹が生えていることから、薪炭用材を採取できる雑木林であったと考えられる。例えば17では、2年前の寛政元年に東側半分の松を切り出している。このように個々の請負人は、安永5年(1776)以降、一定の運上銀を上納する見返りに、これらの「野山御林」から薪炭用材を確保することができたのである。

一方、前者Aは「新御林」とよばれ、「野山御林」とは大きく実態を異にしている。面積7町5反という広さもさることながら、請負人は「惣百姓」であり、かつ10年切の「牛馬飼野」で草以外は生やさない山とある。つまりここでの「新御林」とは、牛馬

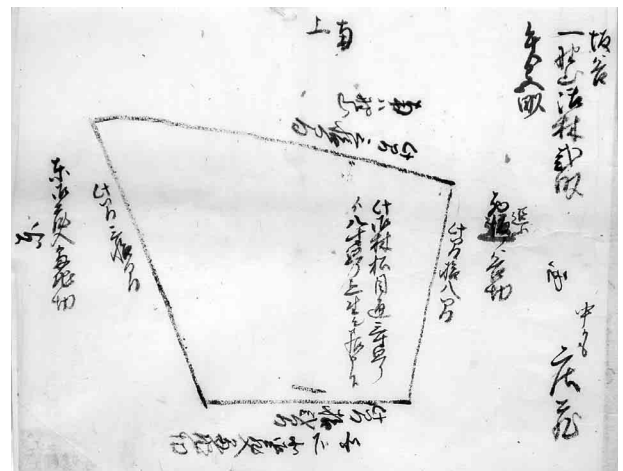


写真2 野山御林の絵図(表1番号16)[古485]

飼料源の確保のための^{まきば}秣場として村落全体が請け負った山であったといえよう。なお、請負の開始は「野山御林」の1年後の安永6年(1777)である。

以上、加茂村の野山の一部を取り込むことで設定された新御林(広義)には、形態を異にする「新御林」(狭義)と「野山御林」とが存在したことを明らかにした。

2. 御林とその周辺の空間構成

では、「新御林」や「野山御林」はどのように展開していたのだろうか。

新御林(A)は、写真3にみえるように、西は「高野ノ谷」から東は「権現社地」まで、大小18の谷を横断する形で設定されている。その長さは40町(約4360m)に及ぶ。また、その南境(直線部分)から北境(波線)の幅は平均9間半(約18m)で、この

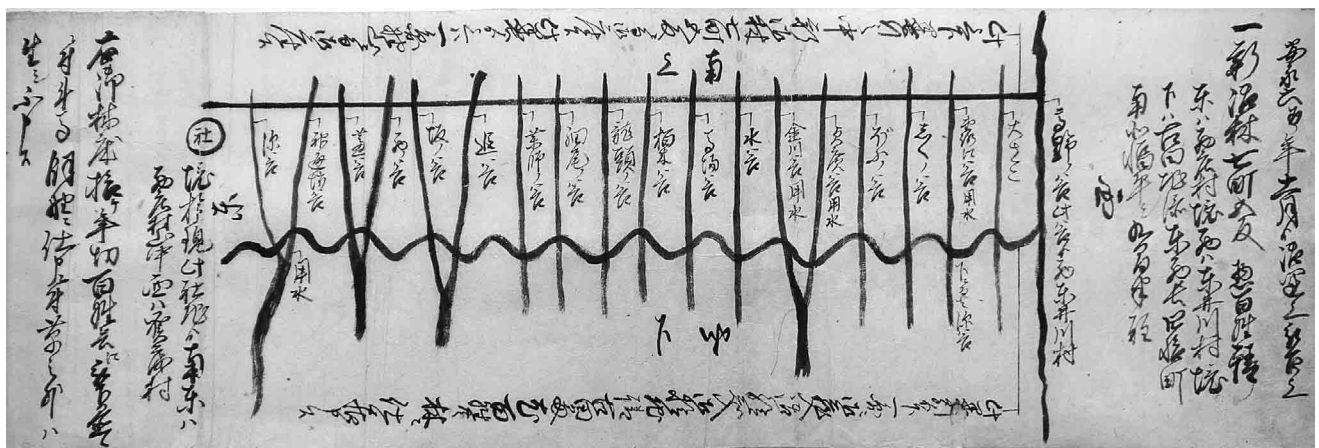


写真3 新御林の絵図(表1番号21)[古485]

帯状の内部が新御林である。上部の直線には、「此上下墨引之中、新御林七町五反二而御座候、此墨より上ハ一円野山ニ而御座候」とあり、直線より上の南側部分は、全体が「野山」であった。一方、下部の波線には、「此墨引より下、一円ニ御蔵入・御給知入御検地請古田畠、尤百姓共林ニ仕居申候」とある。波線より下の北側は、蔵入・給知の田畠として検地請された土地であり、かつ近年百姓らによる植林等で「林」となった場所であったと理解できよう。だとするならば、山裾に展開する細い帯状の「新御林」は、野山と検地名負田畠との緩衝地帯となっていたことになる。

一方、「野山御林」は、表1には記していないが、「野山」「古田御蔵入」等と隣接するが多い。小字の所在地が不明であり、正確には不明であるが、野山や、実際には植林されている田畠の中に点在していたものと、ここでは想定しておきたい。つまり加茂村の山は、上から順に、i 野山、ii 新御林、iii 植林された検地名負田畠によって構成されており、i と iii の一部に「野山御林」が点在していたのではなかろうか。

3. 定請銀の負担

ところで加茂村の文書を見ると、御林は、その後、「名負林」とも「預り御林」とも称されている。文政13年(1830)6月の「三好郡賀茂村名負林株々相調指上帳」[古153]からは、御林の定請銀がどのように負担されていたのかがわかる。これを一覧にしたのが表2である。

まず、Aは、「村中惣請奉願」とあることから、新御林である。総面積は7町5反から10町に拡大されている。文化7年(1810)の藩・林方御用役人による「御仕居」³⁾の際に、新たに面積が登録し直されたことに伴うものであろう。また新たに「下林」と位置づけられたのも「御仕居」の時であろうが、新御林は、実質は草山(秣場)であることから「下林」となったのも肯ける。ついでBが、「野山御林」である。表1と、筆順はほぼ逆だが、同じ小字や同じ面積⁴⁾の山が登録され、場合によっては同じ名前が見える(表1の林吉・茂吉・丞右衛門・平蔵・庄蔵)。表1の約40年後であるので、名前が異なる者



写真4 字炭焼よりみた里山

でも同じ家の世代違いである場合も含まれている。また、表1に比して、分筆がなされている場合も多い。それだけ森林資源としての需要が高かったものと考えられる。事実、松山・雑木山の「野山御林」は、新御林よりも上位の「上林」と高く位置づけられていた。

さて、問題はその負担である。AもBもともに定請銀と床銀を毎年上納する見返りにこれらの御林を用益する権利を得ることができた。まず、Bの定請銀は、1畝あたり銀2分6厘として所持山の面積に応じた額を上納しており、この負担方法を「反請」と称している。藩との関係ではまとめて「賀茂村百姓共」として請け負い、その負担を権利所持者内の処理として面積割しているのである。

一方、A(新御林)については、どのように利用され定請銀が負担されていたのだろうか。文化11年(1814)の「賀茂村惣請下林古川分名面扣帳」[古148]は字古川の百姓がAをどのように利用していたのか、その一端がわかる。一筆めを例示しよう。

薬師上	古川
一、下林シ	壹畝拾四歩四厘
	亀助
	東立拾八間半、上下幅五間八歩三厘

こうした記載が、古川分だけで84筆確認でき、その分布は字「薬師上東」「地神ノ西」「山上下」に集中している。一筆の面積は、いずれも1畝14歩4厘で均等で、区画を均等に分割した一筆それぞれを「株」と称している。

この株の所持者は、大半の百姓が一株のみであるが、中には彦左衛門24株など、多くの株を集積する者も複数存在している⁵⁾。「惣請」という表現からは、

村落構成員全員による平等な利用が想定されがちであるが、実際にはそうでなく、株所持者による利用形態がとられていたのである⁶⁾。

こうした利用形態は、古川だけでなく、加茂村全体で実施されたと考えられる。というのも、帳末に、中かも250株・西かも193株・東かも233株との集計がみられるからである。つまり新御林(惣請分)は、加茂村全体で676株に均等分割され、その株所持者が利用していた。負担に関する史料は残っていないが、株所持者による負担がなされていたと想定することは難しいことではなからう。

今後の課題 一むすびにかえて一

以上、加茂村の「新御林」の実態を瞥見した。加茂村の野山を御林に取り込むことによって設定された「新御林」は、安永期の請負開始後、定請名負林して名負人が設定されたが、その山の植生や利用形態に応じて、A「新御林」(=秣山=惣請)とB「野山御林」(=松山・雑木山=個人請)とに分類できること、BだけでなくAでも株持による山の用益が展開していたことなどがわかった。しかし残された課題も多い。その第一は、新御林の設定過程である。百姓の「野山」が御林に取り込まれる過程にはいかなる矛盾が生じたのか、とくに建築材も薪炭も見込めない秣場のAがなぜ御林に取り込まれることになったのだろうか、不明である。第二は、新御林の奥に展開する「野山」とその利用の実態である。御林と野山全体において、村の構成員がどのように

用益し、その森林資源を享受しえたのか。村落構造の視点も絡ませながら議論することが求められる。いずれも今後の課題としたい。

注

- 1) 東みよし町立歴史民俗資料館所蔵資料・古485(以下[古485]のように略す)。
- 2) 三加茂町史編集委員会編(2006)120-127頁所収の小字図および明治9年(1876)検地帳記載小字と対象すると、所在を確認できる小字は、いずれも山麓に点在している。
- 3) 寛政9年(1797)9月には、御林のうち「名負林・定請林・年限請林等」において、上・中・下と土地の位を決め、「御検地帳」に登録することが、林方代官に通達されている(国立史料館編1983)。これをうけて領内では、順次、御林の登録化が進んだ。「御仕居」とはその一環であると考えられる。
- 4) 表1で午年より面積が増加していたのは、文化7年(1810)=午年の「御仕居」によって、登録しなおされたためと考えられる。
- 5) この帳面には、「…より譲請」とする記載や、名負人の交代を意味する付箋が、随所に見られることから、株の集積が実際に確認できる。
- 6) こうした株単位の利用形態がいつから展開していたのか、それ以前からなのか、残念ながら不明である。もし、請負が開始された安永6年からだとすれば、請負開始が惣請山の株化の重大な契機となったと考えられる。

参考文献

- 有木純善(1974):『林業地帯の形成過程』日本林業技術協会, 58-81頁。
 国立史料館編(1983):『徳島藩職制取調書抜上』〈史料館叢書5〉東京大学出版会, 277-279頁。
 徳島県(1972):『徳島県林業史』(半田良一・有木純善他執筆)徳島県林業史編さん協議会, 13-20頁。
 町田哲(2013a):近世前期徳島藩における御林制度, 鳴門教育大学研究紀要, 28。
 町田哲(2013b):近世後期における徳島藩の御林と請負—那賀川中流域を事例に—, 鳴門史学, 26。
 三加茂町史編集委員会編(2006):『三加茂町史(続)』三加茂町, 120-127頁。

A study of forest preserves “Shin-Ohayashi” of Kamo village in 18-19 Century Tokushima Domain

MACHIDA Tetsu,

Proceedings of Awagakkai, No. 59(2013), pp.191-196

表1 加茂村の新御林

番号	小字	種類	面積	午より	請負開始	西暦	請人	村名	山の状況
1	六石はり (赤池)		2 畝		安永 5.11	1776	高木多重郎	西加茂	式車より五車位迄ノ小松
2	城丸		1 反	1 反 3 畝			安右衛門	西加茂	長4, 5寸位之小松少々生シ居申候
3	城ノ谷 (滝下)		1 畝	2 畝			林吉	西加茂	小松より目通1尺5寸廻り位迄外 ニ少々栗ノ木生シ居申候
4	城ノ谷尻		1 畝	1 畝15歩			茂吉	西加茂	此御林桜栗松生相にて杖程御座候
5	高場 (滝下)		1 畝				徳助	西加茂	此御林松長6尺斗にて細く生シ居 申候ノ小松生シ居申候
6	宮ノ下 (滝下)		1 畝15歩				貞之助	西加茂	6寸廻りより以下松外ニ少々小から 竹并浅木生シ居申候
7	ししノ谷		1 畝				幸次郎	西加茂	松・小松より2尺廻り迄外ニ少々 栗・榎少々生居申候
8	ししノ谷		1 畝	2 畝			丞右衛門	西加茂	此御林松長1間より1間半迄生シ 居申候ノ小松少々居申候
9	宮ノ前		1 畝	2 畝			槇右衛門	西加茂	此御林松・栗・浅木・なよ竹生相に て、木類長1間斗りより1間半程御座 候ノ小松外ニ少々なよ竹生シ居申候
10	古屋敷 (黒岩)		2 畝				内藤三右衛門	西加茂 村庄屋	此御林松長3尺より5尺廻生シ居 申候ノ三車より五車迄小松
11	丸山	野山御林	2 畝	5 畝			預り人百姓平 蔵・品右衛門	東加茂	此御林松・栗・櫨生相、目通五寸 廻りより壹尺廻り迄生シ居申候
12	土佐屋敷	野山御林	1 畝	1 畝15歩			庄作	中加茂	此御林しで・栗・造(雑)木生相、 目通8寸廻りより1尺2寸廻り迄 生シ居申候
13	とふとふ (中内)	野山御林	2 畝				久八	東加茂	此御林松木迄、目通5寸廻りより 1尺3寸廻り迄生シ居申候
14	平間 (土井前)	野山御林	1 畝				繁右衛門	東加茂	此御林小松長5寸より1尺松生シ 居申候
	平間 (同上)	野山御林	1 畝				源右衛門	東加茂	此御林小松長5寸より1尺松生シ 居申候
	平間 (同上)	野山御林	1 畝				弥平次	東加茂	此御林小松長5寸より1尺松生シ 居申候
15	薬師東上 (広末)	野山御林	2 畝				紋吉・分次郎	中加茂	此御林松目通3寸廻りより1尺廻 り生シ居申候
16	坂谷	野山御林	2 畝	5 畝			庄蔵	中加茂	此御林松目通3寸廻りより8寸廻 り迄生シ居申候
17	久四郎はれ	野山御林	1 反 3 畝	3 反 3 畝			預人三木仲左衛 門	加茂村 庄屋	此御林半分より西、松目通にて5寸 廻りより1尺3寸廻り迄生シ居申 候ノ半分より東ハ一昨西冬伐跡ニ付 松長5寸より1尺迄生シ居申候
18	清水谷	野山御林	5 畝				喜兵衛	東加茂	此御林松目通り3寸廻りより8寸 廻り迄生シ居申候
19	屋敷ノ上	野山御林	2 畝		四兵衛	東加茂	此御林松目通3寸廻りより8寸廻 り迄生シ居申候		
20	たいはく (寺中)	野山御林	2 畝	4 畝	宇八	中加茂	此御林松目通3寸廻りより5寸迄 生シ居申候		
21		新御林	7 町 5 反		安永 6.11	1777	惣百姓		右御林床10ヶ年切百姓共え被下置 候ニ付、牛馬飼野ニ仕申ニ付、草 之外ハ生シ不申候

典拠：寛政3年(1791)9月「御林床絵図指出帳」〔東みよし町立歴史民俗資料館・古485〕

小字欄内の()は、明治9年(1876)検地帳に含まれた小字名(『三加茂町史(続)』三加茂町、2006年、120-127頁参照)

表2 加茂村の名負林と定請銀負担者

番号	種類	字	総面積	面積	内訳	床銀	定請銀	名負人	備考
A	下林		10町			320目	160目	惣請	野山之内村中惣請奉願
B	上林		9反15歩			47匁6厘	23匁5分5厘	賀茂村百姓共内小請	賀茂村之内大白より六石築迄野山之内
	1	たいはく		4畝			1匁4厘	茂吉	
	2	屋敷ノ上		2畝			5分2厘	角右衛門	
	3	清水谷		5畝			1匁3分	喜五右衛門	
	4	久四郎はれ		3反3畝					
					1反6畝15歩		4匁3分	喜内	
					8畝7歩5厘		2匁1分5厘	善助	
					8畝7歩5厘		2匁1分5厘	賀久郎	
	5	坂谷		5畝			1匁3分	正蔵	
	6	薬師東上		2畝					
					1畝		2分6厘	利吉	
					1畝		2分6厘	又兵衛	
	7	平間		3畝					
					1畝		2分6厘	利右衛門	
					1畝		2分6厘	八次郎	
					1畝		2分6厘	彦次郎	
	8	古屋敷		2畝			5分2厘	惣左衛門	
	9	どうどう		2畝			5分2厘	佐助	
	10	土佐屋敷		1畝15歩					
					22歩5厘		1分9厘	伝吉	
					13歩5厘		1分2厘	義兵衛	
					9歩		8厘	惣兵衛	
	11	丸山		5畝					
					2畝15歩		6分5厘	亀太	
					2畝15歩		6分5厘	平蔵	
	12	宮ノ東		2畝			5分2厘	庄吉	
	13	宮ノ下		1畝15歩			3分9厘	与之助	
	14	ししの谷		1畝			2分6厘	民五郎	
	15	ししの谷		2畝			5分2厘	丈右衛門	
	16	しろの谷		2畝			5分2厘	林吉	
	17	しろの谷尻		1畝15歩			3分9厘	茂吉	
	18	高場		1畝			2分6厘	儀太郎	
	19	城丸		1反3畝			3匁3分8厘	吉三郎	
	20	六石築		2畝			5分2厘	専三郎	

典拠：文政13寅年（1830）6月「三好郡賀茂村名負林株々相調指上帳」[東みよし町立歴史民俗資料館・古153]